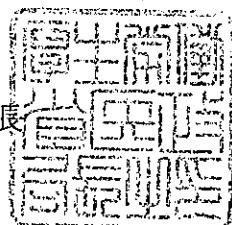


医政発0917第15号  
平成22年9月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

今般、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添）の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職においては、改正の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等に対して周知方お願いする。

○「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の一部改正に係る新旧対照表

|  | 新  | 旧  |
|--|--|--|
| (別添)   |  |  |
| 1～6 (略)  | 1～6 (略)  | 1～6 (略)  |
| 7 診療記録の開示  | 7 診療記録の開示  | 7 診療記録の開示  |
| (1)・(2) (略)  | (1)・(2) (略)  | (1)・(2) (略)  |
| (3) 診療記録の開示に関する手続き   | (3) 診療記録の開示に関する手続き   | (3) 診療記録の開示に関する手続き   |
| ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。   | ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。   | ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。   |
| ① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方<br>式に従つて、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て<br>式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な<br>申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けるこ<br>となどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ね<br>ることとは不適切である。 | ① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方<br>式に従つて、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て<br>式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立て<br>を阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けるこ<br>となどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ね<br>ることとは不適切である。 | ① 診療記録の開示を求めるとする者は、医療機関の管理者が定めた方<br>式に従つて、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て<br>式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な<br>申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適<br>切ではない。 |
| ②・③ (略)  | ②・③ (略)  | ②・③ (略)  |
| (4) 診療録の開示に要する費用   | (4) 診療録の開示に要する費用   | (4) 診療録の開示に要する費用   |
| ○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す<br>ることができる。その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる<br>範囲内の額としなければならない。  | ○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す<br>ることができる。その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる<br>範囲内の額としなければならない。  | ○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す<br>ることができる。   |